

一般社団法人産業保健法学会

メンタルヘルス法務主任者資格及び産業保健法務主任者資格の認定、更新に関する規程

第1条 当法人からメンタルヘルス法務主任者及び産業保健法務主任者の資格（以下、資格という）を授与された者（以下、資格者という）は、適正なメンタルヘルス法務及び産業保健法務の普及促進のため、継続的な学習と豊かな人間性の陶冶、他の資格者や当法人の関係者などとの協調に努めなければならない。

2 資格者は、メンタルヘルス法務主任者及び、もしくは産業保健法務主任者と称することができる。

3 資格者は、資格を濫用してはならない。

第2条 資格は、当法人が運営または認める資格講座の受講者が、その全課程を修め、所定の試験において基準点を充たした場合、資格講座認定・運営委員会委員長（以下、委員長という）の認定に基づき、代表理事が授与する。

2 委員長は、法人が定める資格講座の受講者がその全課程を修め、所定の試験において基準点を充たした場合にも、前条の規定などに照らし、資格者としてふさわしくないと認める場合、資格を認定しない。

3 前項及び前々項の定めは、同資格の更新に準用する。

第3条 委員長または代表理事は、第1条の規定などに照らし、資格者としてふさわしくないと認める場合、資格を取り消すことができる。

2 前項に基づき資格を取り消された者は、メンタルヘルス法務主任者及び産業保健法務主任者のいずれと称することもできない。また、そのことを理由として、当法人及びその関係者に対していかなる請求をすることもできない。

附則 本規程は、2016年2月1日より施行する。

附則（2017年11月1日）

本規程は、2017年11月1日より施行する。

一般社団法人産業保健法学会